

燕・弥彦総合事務組合水道事業管理規程第8号

燕・弥彦総合事務組合水道事業に係る現金及び有価証券の保管並びに現金保管限度額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 月 1 日

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐 野 大 輔

燕・弥彦総合事務組合水道事業に係る現金及び有価証券の保管並びに現金保管限度額に関する規程の一部を改正する規程

燕・弥彦総合事務組合水道事業に係る現金及び有価証券の保管並びに現金保管限度額に関する規程(平成31年燕・弥彦総合事務組合水道事業管理規程第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条の6第1項」を「第22条の5第1項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。